

## 第7章 計画の推進体制と進行管理

### 7-1 推進体制

#### (1) 推進主体ごとの役割と体制

目標とする「美しき村」を目指す歴史文化まちづくりの取組を進めるためには、計画の推進主体である「町民等」、「行政」、「専門家」のそれぞれが、自らの役割を認識して、自発的に歴史文化遺産の保存・活用の取組を実施することが求められます。

推進主体ごとの役割と体制（中心となって取り組む構成員・組織・団体等）は、次のように設定します。

#### ● 町民等

（福崎町に住む人（住民）と自治会等の地域組織、福崎町に通勤・通学する人、福崎町内の企業や高校・大学、福崎町を舞台に活動・交流する人や団体）

役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・町民は一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、福崎町や自らが暮らす地域の歴史文化に興味・関心を持ち、自主的に学び、考え、身近な歴史文化遺産の保存・活用の取組から実践していきます。また、行政や専門家、民間の活動団体の活動に協力・参加し、公民館クラブ活動や生涯学習への参加などをきっかけに、歴史文化遺産の保存・活用に取り組む団体の設立などのより積極的な活動へとつなげていきます。</li><li>・歴史文化遺産の所有者・管理者は、当該歴史文化遺産を保存・継承するための状況把握、防災・防火・防犯などの危機管理に取り組むとともに、その価値の周知や活用に努めます。</li><li>・歴史文化遺産の保存・活用は、さまざまな地域課題の解決に向けた手掛かりにもなり得ることから、まちづくりの各種取組と身近な歴史文化遺産を積極的に関連づけた活動を進めます。</li><li>・自治会は、歴史文化遺産の保存・活用を担う基礎単位であることから、文化財協力員を中心に、自治会員の意識啓発（各自治会の区域内の歴史文化遺産の所在の認識、価値の共有等）を図り、日常的な維持管理の活動を実施します。</li><li>・個々の自治会だけでは保存・活用が困難な広域にわたる歴史文化遺産や、関連する自治会と連携・協力して取り組むことでより一層の魅力を創出できる歴史文化遺産も見られることから、地区（田原・八千種・福崎）や小学校区（田原・八千種・福崎・高岡）等で連携した取組を検討・推進します。</li><li>・民間の活動団体は、対象とする地域やテーマの歴史文化を継続的に学びながら活動を推進するとともに、情報発信や団体間の交流等に積極的に取り組み、活動のより一層の充実に努めます。</li><li>・町内の企業・大学は、CSR・USR活動<sup>※1</sup>やメセナ活動<sup>※2</sup>、有するノウハウの活用・協業などを通じて、行政や専門家、町民（自治会や民間の活動団体など）が行う歴史文化遺産の保存・活用の取組に積極的に参加・協力します。また、町外からの通勤・通学者は、自らの暮らしの場の一つである福崎町の歴史文化について、学び、考え、歴史文化遺産の保存・活用の取組に積極的に参加・協力するよう努めます。</li><li>・福崎町で活動する町外企業等は、福崎町の社会状況や歴史文化の特徴を十分に理解した上で、福崎町における歴史文化まちづくりに資する企業活動を実施するよう努めます。</li></ul>

※1：CSR・USRは、企業（Corporate）・大学（University）の社会的責任（Social Responsibility）を意味します。企業・大学が自らの利益を追求するだけでなく、その組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者（社会全体）にとってプラスになる活動全般を指します。幅広い概念ですが、典型的なものとして、地球環境への配慮やボランティア活動などの社会貢献、地域社会参加などの地域貢献などがあげられます。

※2：メセナ（Mécénat）は、フランス語で芸術文化の擁護・支援を意味する言葉であり、メセナ活動とは、企業による芸術文化活動の支援をさします。CSR活動の一環として積極的に取り組まれるようになってきています。

体制		
地縁組織、地域のまちづくり組織	自治会 (計 33 自治会)	・自治会の区域における住民相互の連絡、環境の整備、歴史文化遺産の日常的な維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。(自治会内の子ども会や老人会、消防団などの組織を含む)
	文化財協力員 (1自治会 1名)	・文化財(歴史文化遺産)の調査・保存・活用に関する活動や日常的な巡視、地域住民への啓発活動や情報提供等に関するものを行う。 ※今後、小学校区単位の取組を推進するため、文化財協力員の小学校区ごとの連携のための組織(文化財協力員会)の設置を検討します。
民間の活動団体	保存会 (計 45 団体 <sup>注1</sup> )	・伝統芸能の所作・技術の伝承や用具の修理など、祭り・行事や民俗芸能等の民俗文化の保存・継承に向けた活動を行う。
	図書館応援隊	・図書館の運営を支援するボランティアグループで、子どもたちへのサポートや障がい者へのサポート、環境美化の援助などを行う。
町内企業や高校・大学	福崎町商工会	・地域の企業・事業者が会員となり、お互いの事業の発展や地域の発展のための活動など、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた業務を行う。
	株式会社 PAGE	・神戸新聞社と一般社団法人ノオト(兵庫県丹波篠山市)の共同出資によるまちづくり会社。大庄屋三木家住宅や観光交流センターの指定管理業務を行う。
	兵庫県立福崎高等学校	・民俗辻広場まつり等のイベントへの参加などで連携している。
	神戸医療未来大学	・人間社会学部で構成される単科大学で、本町高岡を拠点とする。「包括連携協力に関する協定」に基づき、民俗辻広場まつり等のイベントへの参加などで連携している。
福崎町を舞台に活動する町外企業等	※今後、鉄道会社、バス会社、旅行会社などと協議の上、連携した取組を検討する。	
※新たに設立される民間の活動団体や歴史文化遺産の保存・活用に取り組む民間企業など、上記にあげていない町民等についても、今後、必要に応じて追加していく。		

注1：令和4年3月現在、把握できている保存会の数を示しています。

## ● 行政 (福崎町とその関係機関)

役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化遺産の保存・活用の担い手の育成や情報発信、継続的な調査、文化財指定等や関連法制度に基づく指定等、保存・活用のための整備等の骨格となる施策は、行政が中心となって実施します。</li> <li>・文化財保護の主管課である社会教育課では、歴史文化遺産の調査・保存・活用・整備等の中心的な役割を担える文化財専門職員の育成を図ります。</li> <li>・歴史文化遺産の保存・活用に関係する各種施策は、多様な分野が連携・調整を図りながら企画立案・事業推進を図ることが求められることから、社会教育課をはじめ、観光交流室、地域振興課、まちづくり課、農林振興課、住民生活課、学校教育課などの関係部局が相互に協力し、分野を横断した総合的な取組を進めます。</li> <li>・町民等による文化財の保存・活用の取組を支援する仕組み（制度や事業）を整えとともに、関係する各主体が連携して取り組むための体制整備を中心となって進めます。</li> <li>・小・中学校では、児童生徒が日常的に歴史文化に触れ合い、歴史文化を実感する機会を設けていくことで、地域への理解を深め、郷土愛を育み、次世代を担う人材を育成します。また、教員は福崎町の歴史文化に対する理解を深めて教育に生かすとともに、歴史文化遺産の保存・活用を担う一員として、調査・研究をはじめとした各種取組に積極的に参加・協力します。</li> </ul>	

体制		
福崎町	教育委員会 社会教育課 【文化財保護の 主管課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財係は、文化財（歴史文化遺産）に関する業務、社会教育係は、社会教育・生涯学習・文化財（歴史文化遺産）・人権・子ども会に関する業務、文化係は芸術・文化の振興及びコミュニティに関する業務を行う。（福崎町立神崎郡歴史民俗資料館、福崎町立柳田國男・松岡家記念館、文化センターなどの関連施設の運営に関する業務を含む） 〔構成〕8名（福崎町立神崎郡歴史民俗資料館、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の職員を含む）</li> </ul>
	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業の振興や地域づくりに関する業務を行う。</li> </ul>
	観光交流室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光の企画・調整、観光振興に関する業務を行う。（福崎町観光協会、駅前・辻川観光交流センターの運営に関する業務を含む） 〔構成〕4名（地域振興課、農林振興課、社会教育課の兼任）</li> </ul>
	まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画、土木・建築等に関する業務等を行う。</li> </ul>
	農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業の振興に関する業務等を行う。</li> </ul>
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報ふくさき、生涯楽集データバンク、まちづくり出前講座に関する業務等を行う。</li> </ul>
	住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・防火・防犯に関する業務等を行う。</li> </ul>
	教育委員会 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育（小中学校）・子育て支援に関する業務等を行う。</li> </ul>
町関係機関	福崎町観光協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内・特産品販売、観光情報の発信等の観光振興に係る業務を行う。</li> </ul>
	福崎町文化協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柳田國男・松岡家の顕彰事業、歴史や伝承を大切にしたい新しい文化の創造、文化施設・設備の充実と促進、文化グループの育成等を行う。</li> </ul>

## ● 専門家

(大学等の専門家、ヘリテージマネージャー、文化財審議委員会等の学識経験者等やその組織)

役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や博物館などの専門家は、福崎町の歴史文化に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、町民等を中心とした保存・活用の取組の原動力となるよう、調査・研究の成果を分かりやすく発信し、地域へと還元します。</li> <li>・豊富な知識と経験を活かして、町民等や行政による調査・研究や保存・活用などに対して指導・助言を行い、福崎町における歴史文化まちづくりを適切な方向へと導きます。特に、歴史文化遺産の修理や活用のための現状の変更などを行う場合には、その価値を適切に保存するための措置について、専門的な視点から助言・指導や技術的支援を行います。</li> <li>・行政の実施する生涯学習や講演会などの歴史文化遺産の担い手育成のための各種事業に協力し、福崎町の歴史文化の価値や魅力の周知や歴史文化遺産の保存・活用のリーダーとなる人材の育成に努めます。</li> <li>・災害発生時には、文化財レスキュー・文化財ドクターとして、歴史文化遺産の被災状況の把握やその復旧・復興に向けた支援を行います。</li> </ul>	

体制		
大学	神戸大学	・人文学研究科地域連携センター等と、歴史文化遺産の掘り起こしや史料調査等の共同研究、歴史文化遺産を活用できる人材の育成などで連携する。
	園田学園女子大学	・文化・観光活動や歴史文化遺産などの資源を活かした地域活性化に向けた活動、福崎町をフィールドとした教育活動・共同研究などで連携する。
博物館	兵庫県立考古博物館	・古代文化に関する資料の収集・保管・展示・利用や古代文化に関する講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、古代文化に関する学術調査・研究などの業務を行う。
	兵庫県立歴史博物館	・郷土の歴史・城郭に関する資料の収集・保管・展示・利用や講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、専門的・技術的な調査研究などの業務を行う。
ヘリテージマネージャー	ひょうごヘリテージ機構 H <sup>2</sup> O	・地域に眠る歴史的な文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす活動などを行う。
	兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会	・県内の樹木など、天然記念物の保存・活用に関する活動を行う。
	兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会	・県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する活動を行う。
審議組織	福崎町文化財審議委員会 【地方文化財保護審議会】	・文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。 〔構成〕文化財に関し豊かな知識・経験のある者 5 名以内で組織
<p>※連携して歴史文化遺産の保存・活用に取り組む大学や博物館など、上記にあげていない専門家についても、今後、必要に応じて追加していく。</p>		

## (2) 主体間の連携体制

「町民等」、「行政」、「専門家」の3つの推進主体が、それぞれの主体による取組に対して協力・支援等を行い、相互に連携して、本計画を推進します。

特に、3つの主体を横断する組織（主体間横断組織）として、「福崎町文化財保存活用地域計画協議会」と「福崎町文化観光まちづくり協議会」を位置づけ、それらにより各主体の取組相互の連携・調整を図ります。また、兵庫県教育委員会の指導・支援のもとに歴史文化遺産の適切な保存を前提とした活用の施策を展開するとともに、町域を超えて価値を形成する歴史文化遺産を効果的に活用するために、関連する組織や都市と協力するなど、町外の関係機関・人々との連携のもとに計画を推進します。

なお、民間の活動団体や企業、関係機関等で、福崎町の歴史文化遺産の保存・活用に積極的に取り組む団体等については、文化財保存活用支援団体（文化財保護法第192条の2）への指定を推進し、より一層の取組の推進並びに連携体制の拡充を図ります。

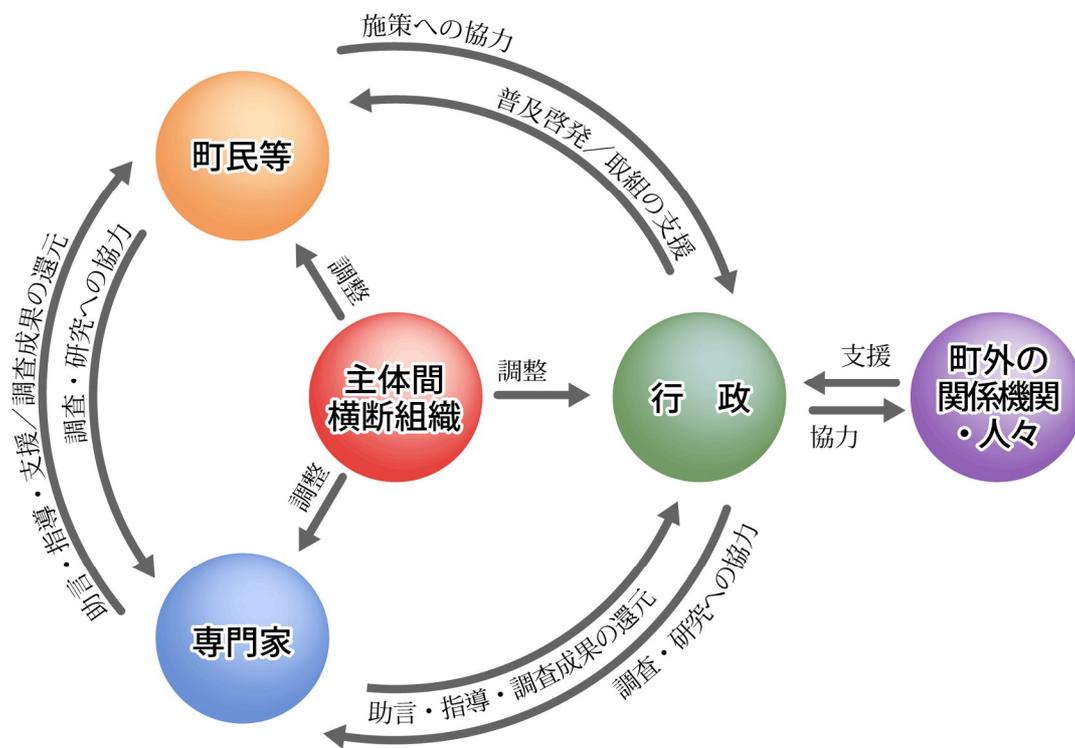


図 7-1 計画推進のための主体間の連携イメージ

## ● 主体間横断組織

体制	
福崎町文化財保存活用 地域計画協議会 【法定協議会】	<ul style="list-style-type: none"> <li>福崎町文化財保存活用地域計画の作成・変更・実施等に関する事項を協議する。</li> <li>〔構成〕委員 15 名以内（町・県職員、学識経験者、関係団体等）</li> </ul>
福崎町文化観光まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>辻川界隈の歴史文化遺産を活用したエリア開発に関する事業と同事業の町全域への展開や銀の馬車道沿道地域との連携事業を行う。</li> <li>〔構成〕福崎町、(株)神戸新聞社、(一社)ノオト</li> </ul>

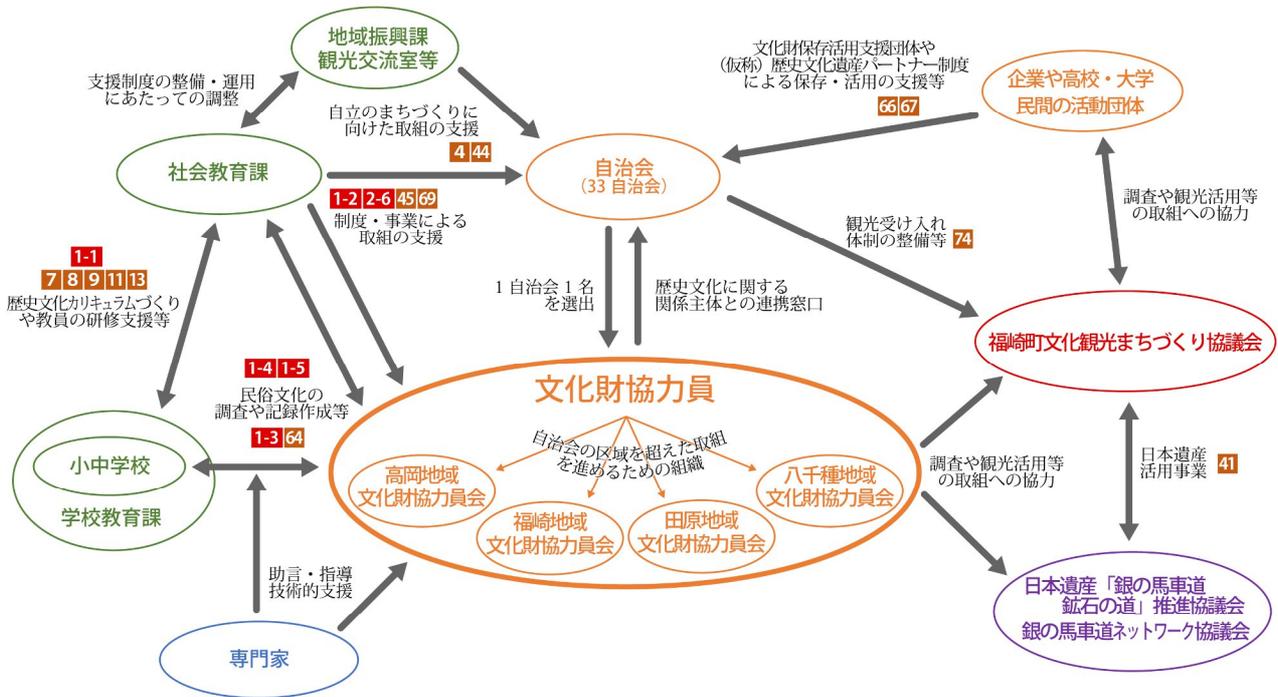
## ● 町外の関係機関・人々

体制	
兵庫県教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的・学術的価値の高い県内文化財の指定・保護、文化財の普及・活用に係る業務を行う。</li> </ul>
兵庫県地域創生局地域振興グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の歴史文化遺産の掘り起こしと情報発信等を行う。</li> </ul>
日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本遺産の魅力発信のための「情報発信・人材育成事業」、「普及啓発事業」、「調査研究」、「公開活用のための整備」の事業を推進する。</li> </ul>
銀の馬車道ネットワーク協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀の馬車道による南北交流の促進やツーリズムの振興による地域おこしを狙いとした各種事業を推進する。</li> </ul>
岩手県遠野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>友好都市提携に基づき、小学生交流やイベントでの相互の町の紹介・展示や特産品販売等で連携する。</li> </ul>
※今後、近隣市町などの関連する自治体と協議の上、連携した取組を検討する。	

図 7-1 に示す連携体制のうち、本計画の推進のために構築する新たな体制のうち、特にポイントとなるものは、次の2つです。なお、①は重点プロジェクト：方針1、②は重点プロジェクト：方針2に対応しており、重点プロジェクトを実施するなかで、これらの体制を整備・構築し、今後の福崎町の歴史文化まちづくりのさらなる推進に向けた体制を整えていきます。

### ① 文化財協力員を中心とした推進体制

自治会ごとに1名を選出してもらい、福崎町教育委員会が委嘱している文化財協力員について、調査・保存・活用に関する活動や日常的な巡視、地域住民への啓発活動や情報提供などのこれまでの職務を継続して実施してもらうとともに、小学校区単位での歴史文化まちづくりの推進の中心的な役割を担ってもらうこととします。小学校区単位で地域文化財協力員会を組織し、基礎単位となる自治会相互の連携、小・中学校をはじめとした関係する主体との連携を図りながら、小学校区ごとの特徴を活かした取組を推進します。特に重点プロジェクトでは、小学校と連携して民俗文化の調査を行い、その成果の記録化の作業を福崎町教育委員会社会教育課とともに実施します。(図 7-2)



凡 例	
<b>【歴史文化遺産の保存・活用の措置】</b> <span style="color: brown;">■</span> 基幹事業 <span style="color: red;">■</span> 重点事業 <small>※番号は事業 No. に対応しています。            ※主体間の連携に特に関係する事業のみを掲載しています。</small>	<b>【歴史文化遺産の保存・活用の主体】</b> <span style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 町民等 <span style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 行政 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 専門家 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 主体間横断組織 <span style="border: 1px solid purple; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 町外の関係機関・人々 <small>※色は図 7-1 に対応しています。</small>

図 7-2 文化財協力員を中心とした推進体制

## ② 福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした推進体制

歴史文化遺産を活かした今後の観光振興施策は、福崎町文化観光まちづくり協議会を中心に、そのあり方や具体的な方策の検討を行い、地域における観光受け入れを活かしながら、近隣市町などの関係自治体等や鉄道・バス・旅行会社などの町外企業等などの関係主体との連携・調整を図りながら、実践していきます。

(図 7-3)



凡 例	
<b>【歴史文化遺産の保存・活用の措置】</b> ■ 基幹事業    ■ 重点事業 ※番号は事業 No. に対応しています。 ※主体間の連携に特に関係する事業のみを掲載しています。	<b>【歴史文化遺産の保存・活用の主体】</b> ○ 町民等    ○ 行政    ○ 専門家    ○ 主体間横断組織    ○ 町外の関係機関・人々 ※色は図 7-1 に対応しています。

図 7-3 福崎町文化観光まちづくり協議会を中心とした推進体制

## 7-2 文化財登録原簿への登録の提案

文化財指定等を受けていない歴史文化遺産のうち、滅失・散逸等の危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて穏やかな保護制度である国や兵庫県の登録文化財の登録制度を活用して、所有者等の創意によるさまざまな活用を促進しながら次世代への継承を図ります。

特に、国による登録文化財の登録制度では、認定地域計画の計画期間内に限り、認定市町村の教育委員会が、当該市町村の区域内の文化財の文化財登録原簿への登録を提案することができるとされています（文化財保護法第183条の5）。

福崎町では、当該歴史文化遺産が登録基準を満たすかどうかについて、福崎町文化財審議委員会の意見を聴き、兵庫県と相談を行った上で文化財登録原簿への登録の提案を行うものとします。

### 7-3 進行管理

本計画は、計画期間が令和4～10年度の7年間と長期にわたることから、歴史文化遺産の保存・活用の措置（第5章）は、「前期（令和4～5年度）」、「中期（令和6～8年度）」、「後期（令和9～10年度）」に分けて事業計画（計画：Plan）を設定しています。

この計画に基づいて、各年度において着実に事業を実施（実行：Do）し、定期的に事業内容や効果の点検・自己評価（評価：Check）並びに施策の見直し（改善：Action）を行うことで、本計画に掲げる目標の実現に向けた効果的な取組を推進していきます。

各年度においては、「福崎町文化財保存活用地域計画協議会」（文化財保護法第183条の9に基づく協議会）を1～2回程度開催し、事業計画の内容や進捗状況の確認等を行うとともに、本町の歴史文化遺産が抱える課題の把握や解決方策の検討を継続的に実施します。

前期の最終年度となる令和5年度、中期の最終年度となる令和8年度には、各計画期間における事業の進捗状況等を中心とした中間評価を行い、上位・関連計画との整合・調整や社会情勢の変化への対応の必要性、事業計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて「第2部 アクションプラン編」に定める数値目標や措置等の施策を中心に見直し、計画の変更を行うこととします。

また、本計画の計画期間の最終年度となる令和10年度には、計画期間全体における計画内容の実施状況の確認と評価を行い、福崎町における歴史文化遺産の保存・活用に係る課題や方針等を再検討し、「第1部 マスタープラン編」を含めた計画全体を見直して、次期計画を作成します。

また、第6章の防災・防火・防犯に関する事項については、災害や被害等が発生後に、方針・方策を点検し、必要に応じて見直しを行います。

なお、令和5・8・10年度に実施する評価の結果は、福崎町ホームページ等で公表して進捗状況を広く周知することで、多くの町民等の理解と協力を得ながら計画を推進していくこととします。

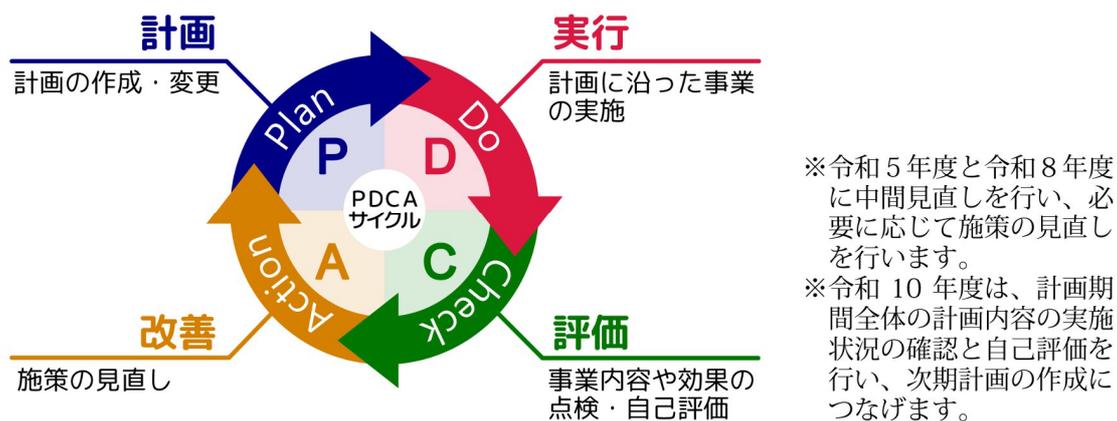


図7-4 PDCAサイクルによる計画の進行管理